

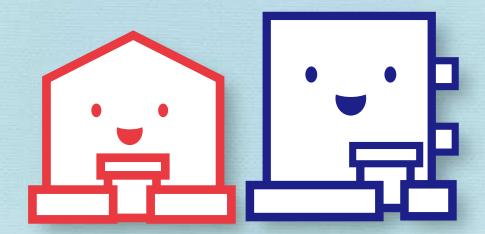
しんきんグッドすまいる

2010年1月版

金融機関向け個人用火災総合保険



やが家に●のが家に●



この街と生きていく

SHINKIN

信用金庫

火災保険のお申込みは信用金庫へ

46644

大切なお住まいや家財の 万一に備えて充実の補償!

火災保険で補償されるのは 火災だけと思ってはいませんか?

火災以外の風災・水災などの自然災害や 偶然な事故による損害にも安心あっとホームなら安心です。



金とあっとオーム

お住まいの急なトラブルに、 便利なサービス

をご提供!

"カギ開け"や"配水管のつまり"等すぐに来て欲しい住まいのトラブルに、専門スタッフを手配します。



、火災保険、選んでますか?

「安心あっとホーム」なら

金にあったオーム

地震にも備えたい!

地震保険がセットされますので、 万一のときにも安心です。

(ご希望により地震保険をセットしないご契約も可能です。)



45

わが家にあった 補償プランを選びたい!

> お住まいにあわせて、 最適な補償範囲を選べます。

戸建プランとマンションプランをご用意しております。



もくじ

Р3	安心あっとホームの特長
P 5	戸建プラン
p 7	マンションプラン
р9	主な特約(オプション)
ь9	知っていましたか? こんなこと
. с p11	地震保険のおすすめ
	ご契約時にご確認いただきたいこと
- ₀ 13	安心あっとホームの詳しい補償内容

用語説明

【再調達価額】

保険契約の対象である建物または家財と同等の物を新た に建築あるいは購入するために必要な金額をいいます。

【協定再調達価額】

建物について、保険契約の対象と同等の建物を再築・再取得するために必要な額を基準として、保険会社と保険契約者との間で評価し、協定した金額をいいます。

【保険の対象】

火災保険をつける対象のことで、建物または家財がこれにあたります。

【保険金額】

保険事故が発生した場合に保険会社がお支払いする保険金の限度額で、保険契約に際して、協定再調達価額または再調達価額を基準として保険会社と保険契約者との間で定めた金額(ご契約金額)をいいます。

【全指

保険の対象が完全に滅失した場合や、修理回収に要する費用が再調達価額または時価額以上となるような場合のことをいいます。

【被保険者】

保険事故が発生した場合に損害を被られた方、すなわ ち保険契約によって保険の補償を受けられる方をいい ます





自然災害をはじめ幅広い安心を提供します!

「安心あっとホーム」では、火災保険をはじめとするさまざまな災害から日常生活の思いも よらないリスクまで、大切な建物・家財を幅広くお守りします。

24時間万全の補償で安心をご提供します。

火災	落雷	破裂•爆発	風災、ひょう災、雪災
水災	建物外部からの物体 の落下、飛来、衝突	水濡れ	騒じょう・集団行動 等に伴う暴力行為
盗難	その他不測かつ突発的 な事故(破損・汚損など)	さらに補償を拡げるス	ナプション(各種特約)

ひとまわり大きな安心をプラス

セットできるオプション(各種 特約)はP9をご参照ください。



〈建物を協定再調達価額でご契約いただいた場合〉

ご契約時の **ビ契約時の** 保険金額を限度に、**損害額を全額補償!**



保険金額 2,000万円

ご契約時に適正に評価



個人用火災総合保険(評価済保 険)ではご契約時の評価額に基 づき、保険金をお支払いします ので、保険金額を限度に全額を 補償します。



従来の火災保険*は…

保険金のお支払い時に 再度評価するため、事 故発生時(再評価時)の 物価変動などにより、 ご契約時の保険金額の 全額が補償されない場 合があります。



- 個人用火災総合保険では、建物に 「評価済保険」を導入します。この 「評価済保険」では、ご契約時に建 物の再調達価額を適正に評価し た上で、その評価額の10%以上 かつその評価額の範囲内で保険 金額を設定します。
- 保険金のお支払い時には、保険金 額を限度に実際の損害額を保険 金としてお支払いしますので、全 損時には保険金額がそのまま受 取保険金となります。(自己負担 額は差し引かれます。)
- ※保険期間が5年を超えるご契約には、 「保険金額調整等に関する追加特約」が セットされ、将来の物価が5%を超え て下落した場合は、保険金額の調整に ついて保険会社からお客さまにご案内 します。
- *従来の火災保険とは、共栄火災の住宅 総合保険等をいいます。



わかりやすい保険金のお支払いを実現!

『安心あっとホーム』では、保険金額を限度に損害額から自己負担額を差し引いた額を全額お 支払いすることで、従来の火災保険*にありましたお支払いのわかりにくさを解消しました。

自己負担額※

損害保険金

※自己負担額は「なし(0円)」、「1万円」、「3万円」、「5万円」、「10万円」から選べます。

「従来の火災保険」*では、損害の程度によっては損害が補償されないなど、わかりにくいお支払いとなるケースがありました。 たとえば、"風災、ひょう災、雪災"による損害が発生した場合・・・

- ●損害額が20万円未満の場合→保険金をお支払いすることができません。
- ●損害額が20万円以上の場合→保険金をお支払いします。
- *従来の火災保険とは、共栄火災の住宅総合保険等をいいます。



いざという時、 頼りになる

24時間・365日無料で駆けつけます。



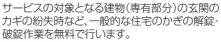
「安心あっとホーム」にご契約い ただくと無料でご利用できます。

カギ開け・配水管のつまり等、すぐに来てほしい"住まいのトラブル"に 専門のスタッフを手配します。

サービス内容(概要)

カギの





- 一般住宅カギの解錠(特殊工具による解錠)
- ●一般住宅カギの破錠(シリンダー部分の破壊に
- 中折れしたカギや異物の除去
- その他(カギが回らないなど)の対応



水まわりの トラブル



サービスの対象となる建物内(専有部分)の水ま わりトラブル時に、作業時間30分程度で特殊作 業を必要としない応急修理を無料で行います。

- 蛇口からの水漏れ応急修理、パッキン交換
- ●トイレ、排水口の詰まり除去 など
- ※部品交換が必要な場合や30分程度の応急 修理を超える特殊作業を必要とする場合は、 お客さまの実費負担となります。

■サービスの提供条件

「安心あっとホーム」のご契約者(契約者と同居の親族を含みます。) に対して、事前に専用ダイヤルにお電話いただきオペレーターが手配 したものに限り、サービスを提供します。

なお、専用ダイヤルにお電話いただいた際には、オペレーターが保険 証券番号または契約者名を確認させていただき、「安心あっとホーム」 のご契約者であるかの確認をさせていただきます。

■サービスの対象となる建物

「安心あっとホーム」のご契約者の住居部分(マンション等の共有部 分、公的部分*は含みません。)に限ります。

※公的部分とは、市町村等が所有する水道管・下水管等をいいます。

■サービスの利用可能期間など

無料サービスのご利用は、1年につき1回に限ります。

■その他

- 一部(離島)地域によっては、本サービスをご提供できない場合があります。
- ●地域によっては、現場急行に時間を要する場合があります。
- ●今後、サービス内容が予告なく変更される場合や利用を制限させて いただく場合があります。

The think the Land of the Land



保険の対象を「建物(戸建)または家財」とする場合

補償のニーズに 合わせたプランから お選びいただけます

建物と家財 建物のみ

保険期間

最長36年まで

で契約条件と保険料 払込方法によって異 なります。

損害保険金の補償内容(ご希望の補償範囲に応じて4つの契約プランを ご用意しました。)

補償 内容 3 9 2 **5** 6 8 10 自己負担額 7 4 火災 破裂 水災 水濡れ 風災、 建物外部 騒じょう・ その他 自己負担額とは 集団行動 ひょう災、 からの物 不測かつ 雪災 突発的な 体の落下 等に伴う \equiv 飛来、衝突 暴力行為 事故※4 (破損・汚損など) 左記の補償に対する損害 は、上記の算式によって損 害保険金をお支払いしま す。ただし、保険金額が限 度となります。 چنینک 自己負担額なし(0円)を 選べる 選択した場合のご注意 自己負担額なし(0円)を選択した場合 契約 でも「むその他 不測かつ突発的な事故 (破損・汚損など)」の自己負担額は1万 プラン 円となります。 または、1万円を選択することは臨時費用保険金なしを選択され 1万円 1型 3万円 **5**万円 10万円 1万円 なし(0円) 2型 補償されません 3万円 **5**万円 できません。 10万円 3型 補償されません 補償されません **5**万円 3万円 なし(0円) 4型 補償されません 補償されません 10万円 補償されません

費用保険金の補償内容

全プラン共通で自動的にセットされる各種費用の補償です。

地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因と する火災で建物が半焼以上、または保険の対 象の家財が全焼した場合は、保険金額の5% をお支払いします。



残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合に、損害を受け た保険の対象の残存物の取片づける必要な費 用で実際こかかった費用をお支払いします。



水道管修理費用保険金

専用水道管が凍結によって損壊を受け、これ を修理する場合の費用をお支払いします。 (ただし、パッキングのみに生じた損壊は含み ません。)

補償の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。



損害防止費用

火災、落雷、破裂・爆発による損害の発生およ び拡大の防止のために必要または有益な費 用を支出した場合に、その損害防止費用の実 費をお支払いします。

任意にお選びいただけます。

临時費用保険金

損害保険金にプラスしてお支払いします。 [支払割合・限度額が選べます。]

損害保険金×30% 限度額300万円

損害保険金×30%

損害保険金×20% 限度額100万円

限度額100万円

損害保険金×10% 限度額100万円 臨時費用保険金

さらに

ご希望によりセットしないご契約も可能です。

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・ 流失が生じた場合に保険金をお支払いします。

%4

詳しくは P11へ



5 水災(台風・暴風雨等により発生した洪水、高潮、 土砂崩れ等による水災による損害

次のいずれかの場合に補償します。

①建物が対象である場合は、協定再調達価額の30%以上の損害を受けた場 合、家財が対象である場合は、再調達価額の30%以上の損害を受けた場合

②床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により損害を受けた場合

%1

給排水設備の事故または他 の戸室に生じた事故による 水濡れ損害を補償します。

9 盗 難

次のいずれかの場合に補償します。

- ①建物の盗取・汚損・損傷(建物を対象とした場合)
- ②家財の盗取・汚損・損傷(家財を対象とした場合)
- ③現金・預貯金証書等の盗難(家財を対象とした場合)

10 その他不測かつ 突発的な事故

%3

誤って自宅の壁を壊した場合など、1~9以外の 不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)による損害 を補償します。

保険金をお支払い できない主な場合 はP13~14を ご参照ください。





マンションプラン

保険の対象を「建物(マンション戸室・マンション一棟)または家財」とする場合

補償のニーズに 合わせたプランから お選びいただけます。

建物と家財

保険期間

最長36年まで

「ご契約条件と保険料) 払込方法によって異 なります。

マンションプランをお選びいただく場合のご注意

マンションプランをお選びいただくことができるのは、コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、れんが造建物、石造建物または耐火建築物に該当する共同住宅となります。

損害保険金の補償内容(ご希望の補償範囲に応じて**6**つの契約プランを ご用意しました。)

補償 選べる 内容 2 3 5 8 1 9 10 自己負担額 6 火災 水災 水濡れ 破裂 風災、 建物外部 騒じょう・ その他 自己負担額とは 爆発 ひょう災、 からの物 集団行動 不測かつ 体の落下 突発的な 雪災 等に伴う 飛来、衝突 暴力行為 事故※4 (破損・汚損など) 左記の補償に対する損害 は、上記の算式によって損 害保険金をお支払いしま す。ただし、保険金額が限 度となります。 自己負担額なし(0円)を 選べる 選択した場合のご注意 自己負担額なし(0円)を選択した場合 契約 でも「⑩その他 不測かつ突発的な事故 (破損・汚損など)」の自己負担額は1万 プラン 円となります。 **1**万円^{*} 3万円 1万円を選*臨時費用保 1型 **5**万円 **10**万円 択することはできませば険金なしを選択され 3万円 5型 補償されません 5万円 10万円 **1**万円^{*} 3万円 2型 補償されません **5**万円 10万円 3万円 6型 補償されません 補償されません 5 д 10 д н 額な 3型 補償されません 補償されません 3万円)または 5万円 10万円 4型 補償されません 補償されません 補償されません

費用保険金の補償内容

全プラン共通で自動的にセットされる各種費用の補償です。

地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上、または保険の対象の家財が全焼した場合は、保険金額の5%をお支払いします。



残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけこ必要な費用で実際こかかった費用をお支払いします。



水道管修理費用保険金

専用水道管が凍結こよって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。(ただし、パッキングのみに生じた損壊やマンションなどの共用部分の専用水道管は含みません。) 補償の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。



損害防止費用

火災、落雷、破裂・爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。

任意にお選びいただけます。



临時費用保険金

損害保険金にプラスしてお支払いします。 【支払割合・限度額が選べます。】

損害保険金×30% 限度額300万円

限度額100万円

損害保険金×30% 限度額100万円

損害保険金×20% 損害保険金×1

金地面とガームにセットされます。

きらに

(ご希望によりセットしないご契約も可能です。

地震保険機

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・ 流失が生じた場合に保険金をお支払いします。

詳しくは P**11**へ



5 水災(台風・暴風雨等により発生した洪水、高潮、) 土砂崩れ等による水災による損害

次のいずれかの場合に補償します。

①建物が対象である場合は、協定再調達価額の30%以上の損害を受けた場合、家財が対象である場合は、再調達価額の30%以上の損害を受けた場合

②床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により損害を受けた場合

7水濡れ *2

%1

給排水設備の事故または他 の戸室に生じた事故による 水濡れ損害を補償します。

9 盗 難

次のいずれかの場合に補償します。

- ①建物の盗取・汚損・損傷(建物を対象とした場合)
- ②家財の盗取・汚損・損傷(家財を対象とした場合)
- ③現金・預貯金証書等の盗難(家財を対象とした場合)

① その他不測かつ **4 突発的な事故

ж3

誤って自宅の壁を壊した場合など、①~③以外の不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)による損害を補償します。

保険金をお支払い できない主な場合 はP13~14を ご参照ください。



ひとまわり大きな 主な特約 (オプション) < さらに充実した補償プランもお選びいただけます。

日常生活上の賠償責任が心配な方へ

個人賠償責任特約

次のような偶然な事故により他人の身体を傷つけたり、財物を損 壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担し、損害を被った場合 に保険金をお支払いします。

居住の住宅の所有、使用ま たは管理に起因する事故

保険証券記載の被保険者被保険者の日常生活★ に起因する事故

※損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。 ※国内外の事故にかかわらず補償します。

ご近所付き合いを円滑にするために 類焼損害特約

お住まいからの失火でお隣の住宅や家財に 延焼してしまった場合に、法律上の損害賠 償責任がなくても、お隣の住宅や家財を補 償する特約です。



※このオプションによってお支払いする保険金の受取人は、類焼損害 を被ったお隣の家屋などの所有者となります。通常、隣家の方はこ の保険契約の内容をご存じないため、事故が発生した際、ご契約者 さまから、この保険内容をお伝えいただくとともに、保険会社へ類 焼損害の発生をご通知いただくなどのお手続きが必要となります。

携行品損害特約(自己負担額1万円)

保険証券記載の建物(敷地内を含みます。)外において、被保険者 が携行している被保険者所有の身の回り品に、偶然な事故により 損害が生じた場合に補償します。補償の対象外となる身の回り品 がありますので、詳細については、

代理店または保険会社までお問い 合わせください。

※保険の対象に家財が含まれる場合に限ります。 ※国内外の事故にかかわらず補償します。

業務上の賠償責任が心配な方へ

施設賠償責任特約

日本国内において発生した次のような偶然な事故により、他人の身体を 傷つけたり財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担すること により損害を被った場合に保険金をお支払いします。

- 被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設に 起因する偶然な事故
- 被保険者の保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故



※対象業種は、小売店、料理飲食店、事務 所、マンション賃貸·管理業に限ります。 ※損害賠償に関する示談交渉サービスは 行いません。

家賃収入特約

他人に貸している住宅が火災などにより損害を受けた結果、被った家賃 収入の損失を補償します。

_.....

※保険の対象に建物が含まれる場合に限ります。

※ご契約いただく条件などによっては、前記の特約をセット していただけない場合もございます。なお、複数のご契 約に前記特約をセットした場合、補償に重複が生じるこ とがありますので、ご注意ください。

各特約をセットしていただく条件や、補償内容の詳細に ついては、代理店または保険会社までお問い合わせくだ さい。

割引制度

長期分割割引がございます。割引の詳細 は代理店または保険会社にお問い合わせ ください。

知っていましたか?こんなこと

(4) 家財には建物とは別に保険をつけなければ補償されません。

家具や家電製品などは、建物とは別に"家財"を対象として保険をつけなけれ ば損害を受けても保険金のお支払いができません。世帯主の年齢や家族構成 などを基準に保険金額を設定してください。



※家財には、自動車、総排気量が125ccを超える自動二輪車、通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等は含まれません。 ただし、通貨、預貯金証書、印紙、切手および乗車券等は、盗難の場合のみ補償の対象となります。

● 標準的な家庭の家財価額表 (家財の再調達価額の目安)

(平成22年1月現在)

					(1//0== 1 -/3-/0==/
家族構成	1名	2名	3名	4名	5名
	独身世帯	夫婦	夫婦 子供1名	夫婦 子供2名	夫婦 子供3名
世帯主の年齢	•				** + ***
28歳未満	310万円	540 _{万円}	620 _{万円}	700万円	800 лн
28歳以上33歳未満		730万円	830万円	890万円	990万円
33歳以上38歳未満		1,0405円	1,130万円	1,190万円	1,310万円
38歳以上43歳未満		1,260万円	1,360ヵ円	1,440万円	1,540万円
43歳以上48歳未満		1,4405円	1,540ヵ円	1,600万円	1,710万円
48歳以上		1,530万円	1,620万円	1,680万円	1,790万円

(4) 家財にはお申し込みの際に申告いただかなければ、 補償されないものもあります。

宝石・貴金属・書画・彫刻その他の美術品などで1個または1組の価額が30万円を超えるものや稿本・設計書類な どの明記物件は、保険証券に明記しなければ補償の対象になりません。必ず、ご申告ください。

(注)明記物件のうち、宝石・貴金属・美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるものについては、保険証券に明記し忘れた 場合でも、保険期間を通じて1回に限り、1個または1組につき30万円を限度として補償の対象となります(300万円または家 財の保険金額のいずれか低い額が限度)。なお、事故が生じた後は、明記し忘れた明記物件を遅滞なく保険証券に明記する手 続きが必要となります。

(A) 保険金額の設定にあたっては、「保険の対象」について、 再調達価額ベースで適下に評価を行う必要があります。

保険金額の設定方法(「新価・実損払」契約の場合)

■「建物」の場合

- ①[建物]の再調達価額基準の評価額を、お客さまと保険会社との間で「協定再調 達価額」(新価評価額)として取り決めます。
- ②①の「協定再調達価額」の範囲内で、任意に「建物」の保険金額を設定します。 ただし、①の協定再調達価額の10%に相当する額を下回る保険金額の設定は できません。

■「家財」の場合

- ※1個または1組の価額が30万円を超える宝石・貴金属等(明記物件)は、保険証 券に明記して家財に含めます。
- ①「明記物件」以外の「家財一式」の再調達価額基準の評価額を算出します。 ※家財一式の再調達価額の目安につきましては、左記の、参考「標準的な家庭の 家財価額表」をご参照ください。
- ②「明記物件」を保険の対象に含める場合は、その時価額基準の評価額を算出 します。
- ③「明記物件」を保険の対象に含める場合は、①の評価額と②の評価額の合計 額の範囲内で、任意に保険金額を設定します。ただし、②の評価額を下回る 保険金額の設定はできません。
- ④[明記物件]を保険の対象に含めない場合は、①の評価額の範囲内で任意に 保険金額を設定します。

ポイント

- ■「建物」については、「評価済保険」となり、 事故時に再評価を行いません。なお、保 険期間が5年を超える長期契約の場合 は、「保険金額調整等に関する追加特約」 が自動セットされ、物価変動率が5%超の マイナスとなった場合は、保険金額の調 整について保険会社からお客さまへご案 内はます。
- ■「家財」については、事故時に再評価を 行います。
- ■この契約方式は「実損払」ですが、左記 の評価額を下回って保険金額を設定し た場合は、保険の対象が全焼・全壊等と なり、自己負担額がなし(0円)のときで も、保険金だけでは同等のものを再築・ 再取得ができないことがあります。 建物については協定再調達価額、家財に ついては評価額に基づき、それぞれ過不 足なく保険金額を設定することをおすす めします。

り 地震保険をつけていないと、地震が原因の火災では お見舞金(地震火災費用保険金)しか支払われません。

地震保険に





だ・か・ら

地震保険をお申込みになっていない場合は、地震・噴火・津波による損壊・ 埋没などの損害や、地震による火災・延焼損害に対して保険金がお支払い できません。地震保険をセットしてご契約いただくことをおすすめします。

地震保険にご加入された場合、地震保 険の保険料は地震保険料控除の対象 となります。(平成19年1月より)

	•	
	払込保険料	保険料控除額
所得	50,000円以下	払込保険料全額
税	50,000円超	50,000円
佳	50,000円以下	払込保険料×1/2
税	50,000円超	25,000円

地震保険のおすすめ

地震保険はセットとなりますが、ご希望によりセットしないご契約も可能です。

補償内容

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物または家財が損害を 受けた場合に保険金をお支払いします。





「安心あっとホーム」では、地震保険をセットしないと…)地震による火災(およびその延焼・拡大損害)によって生じた損害 ②火災(発生原因の如何を問いません)が地震等に よって延焼・拡大したことによって生じた損害 はいずれも補償の対象となりません。

地震

お支払いできない主な例 ● 保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反による事故 ● 戦争、内乱などによる事故 ● 地震等の際における紛失または盗難 ● 地震などが発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた事故等

お支払金額

損害の 程度	建物	家財	7-51	全損	地震等により損害を受け、①主要構造部(基礎、柱、壁、屋根等)の損害の額が、 その建物の時価額の50%以上となった場合、または②焼失もしくは流失した部分 の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合		
全 損	建物の 地震保険金額の100% (時価額が限度)	家財の 地震保険金額の100% (時価額が限度)	建物物	半損	地震等により損害を受け、①主要構造部(前記に同じ)の損害の額が、その建物の時価額の20%以上50%未満となった場合、または②焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合		
半損	建物の 地震保険金額の50% (時価額の50%が限度)		נפד	— 部 損	地震等により損害を受け、①主要構造部(前記に同じ)の損害の額が、その建物の 時価額の3%以上20%未満となった場合、または②建物が床上浸水もしくは地盤面 より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らない場合		
			家財	全損	地震等により損害を受け、損害の額がその家財の時価額の80%以上となった場合		
部損	建物の 地震保険金額の5%	家財の 地震保険金額の5%				半損	地震等により損害を受け、損害の額がその家財の時価額の30%以上80%未満となった場合
損	損 (時価額の5%が限度)(時価額の5%が降	(時価額の5%が限度)		部損	地震等により損害を受け、損害の額がその家財の時価額の10%以上30%未満となった場合		
ツトナル・ナイロ吸入ル 4日の世帯がた 1.4 8中の吸入 1.4 1.0 1.4 1.4 1.0 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4							

- ※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆5,000億円*を超える場合、算出された支払 保険金総額に対する5兆5,000億円*の割合によって削減されることがあります。
- *総支払限度額は、平成22年1月1日現在のものです。なお、総支払限度額は今後法令により変更される場合があります。

ご契約の対象

ご加入にあたって

居住用の建物…住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。

家財…ただし、通貨、預貯金証書、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類等は含みません。

地震保険の保険金額

建物・家財ごとに「安心あっとホーム」の保険金額の30%~50%に相当する額 の範囲内で、地震保険の保険金額を定めていただきます。ただし、建物5,000万 円、家財1.000万円が限度となります。マンション等の区分所有建物の場合は、 各区分所有者ごとに限度額が適用されます。(地震保険に2契約以上加入され ている場合は保険金額を合算して上記限度額を適用します。)

※家財のうち、明記物件は地震保険の対象となりませんので、明記物件の保険金額を合算す る前の家財の保険金額に基づき、地震保険の保険金額を定めていただきます。

地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。

「安心あっとホーム」にセットして地震保険をお申し込みください。 「安心あっとホーム」のご契約時に地震保険をご契約されなかっ た場合でも、「安心あっとホーム」のご契約期間中の中途から地 震保険をご契約いただくことができますので、ご希望される場合 には、代理店または保険会社にお問い合わせください。

地震保険の割引制度について

地震保険には住宅の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用を受けるためには、所定の確認資料の提出が必要 です。なお、本割引は確認資料をご提出いただいた日以降の保険期間について適用されます。

①免震建築物割引:30%

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築 物である場合

②耐震等級割引:10~30%

- ●住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐 震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有している場合
- ●国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の 評価指針」に基づく耐震等級を有している場合

)耐震診断割引:10%

地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結 果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)におけ る耐震基準を満たす場合

4)建築年割引:10%

昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合

(注)上記①~④の割引は重複して適用を受けることはで きません。

所定の確認資料とは下記のものをいいます。ただし、既にいずれかの割引 の適用を受けている場合は、当該住宅に関わる保険証券等(写)を確認資 料とすることができます。

免震建築物割引•耐震等級割引

建設住宅性能評価書(写)(未交付の場合は設計住宅性能評価書(写))、耐震 性能評価書(写)〈耐震等級割引の場合に限ります。〉

耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示185 号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写)、耐震診断または 耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、 住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書〉

建築年割引

建物登記簿謄本(写)、建物登記済権利証(写)、建築確認書(写)、検査済証(写)等の 対象建物の新築年月が確認できる公的機関等(国・地方公共団体、地方住宅供給公 社、指定確認検査機関など)が発行する書類(写)

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、警戒宣言に関する 地域に所在する建物または家財については地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできませんのでご注意ください。

で契約時にで確認いただきたいこと



保険の対象について

保険の対象について、お客さまが事故に備えたいものと一致しているかご確認ください。 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものや、稿本 や設計書など(明記物件といいます。)は、お申し込み時にご申告いただき、保険証券に明記されていなければ補償されません。 ※詳しくは10ページをご参照ください。

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の用途について

「安心あっとホーム」でご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅(共同住宅*1を含みます。)、併用住宅*2です。 住居部分のない専用店舗・事務所等はご契約できません。

※1 共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室 または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。

※2 併用住宅とは、住居と住居以外の用途(事業)に併用される建物をいいます。







共同住宅

専用店舗

保険の対象となる建物または家財の所有者について

保険の対象となる建物または家財の所有者をご確認ください。ご契約者と所有者が異なる場合は、ご契約の際に申込書に 記載する必要があります。また、保険金をお受け取りいただける方は、所有者の方です。

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地について

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地をご確認ください。保険の対象の所在地は、保険料を決める際に 重要となります。ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に申込書に記載する必要があります。

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の構造について

「安心あっとホーム」の構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。保険料は構造級別によって異なります。



木造建物であっても以下の①~③のいずれかに該当する 場合は、T構造となります。

①耐火建築物 ②準耐火建築物 ③省令準耐火建物 上記に該当する場合は、所定の確認資料が必要となります。

H構造の建物のうち、前契約の構造級別がB構造または2級構 造である継続契約の場合は、経過措置を適用し、H構造の料率 から引き下げた料率を適用します。継続契約が他の保険会社か らの切替契約の場合は所定の確認資料が必要となります。



1.下記の(a)~(d)のいずれかに該当する共同住宅 (a)コンクリート造建物 (b)コンクリートブロック造建物 (c)れんが造建物 (d)石造建物 2.耐火建築物の共同住宅



1.下記の(a)~(d)のいずれかに該当する共同住宅以外の建物 (a)コンクリート造建物 (b)コンクリートブロック造建物 (c)れんが造建物 (d)石造建物

2. 鉄骨造建物(耐火建築物、準耐火建築物、省令準耐火建 物に該当する場合を除きます。)



3.耐火建築物(共同住宅以外) 4.準耐火建築物 5.省令準耐火建物

M構造およびT構造に該当しない建物

保険の対象の保険金額の設定について ※詳しくは10ページの「保険金額の設定方法」をご参照ください。

保険の対象となる建物、家財または明記物件の保険金額の設定については、それぞれ以下の方法によって算出します。

1.建物の保険金額

保険の対象である建物を、修理・再築・再取得するのに必要 な額を基準とした再調達価額で評価を行い、お客さまと保 険会社との間で「協定再調達価額」を取り決めます。保険金 額の設定は「協定再調達価額」の範囲内であれば、任意の 額で設定することができます。ただし、「協定再調達価額」 の10%未満の額を保険金額とすることはできません。

2.家財の保険金額

保険の対象である家財を、修理・再取得するのに必 要な額を基準とした再調達価額で評価を行います。 再調達価額の目安については、9ページの「標準的な 家庭の家財価額表」を参照してください。保険金額 の設定はこの評価額の範囲内であれば、任意の額で 設定することができます。

3.明記物件の保険金額 明記物件の評価額 は、家財の保険金額 とは別に、時価額を 基準に算出します。

他の保険契約がある場合について

他の保険契約(共済契約を含みます。)がある場合には必ずお申し出ください。ご契約にあたっては、他の保険契約(共済契約を 含みます。)とあわせて再調達価額に過不足なく保険金額をお決めください。

で契約後にで注意いただきたいことで契約後の契約内容の変更などの通知

で契約後に以下の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、代理店または保険会社までご連絡ください。特に以下の①~⑨までの項目 について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

①建物の構造・用途の変更 ②保険の対象の移転 ③住居部分がなくなった ④建物内の職作業・作業規模の変 更 ⑤面積の変更 ⑥施設または設備、業務遂行名称の変更(施設賠償責任特約をセットする場合) ⑦保険の 対象の譲渡/保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前 にご連絡がない場合は、ご契約が失効しますのでご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も 譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。®ご契約者の住所・通知先変更/保険証券記載のご契約者の住所ま たは通知先を変更する場合は、ご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくな ります。⑨上記以外の変更/上記以外の変更をご希望の場合は、あらかじめご連絡ください。

ご通知をいただいた後の契約の取扱い

左記通知をいただく場合において、以下のい ずれかに該当するときは、ご契約を継続する ことができません。ご契約を解除させていた だきますのでご注意ください。

ア日本国外に保険の対象が移転した場合 イ.住居部分がなくなった場合





補償の種類	保険金を お支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払い できない主な場合等		補償の種類	保険金を お支払いする場合
●火災②落雷③破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって 保険の対象が損害を受けた場合	建物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	次のいずれかに該当する事由に よって生じた損害または費用に 対して、保険金をお支払いで		❷損害防止費用	●から ③ の事故による損害のよび拡大の防止のために必要有益な費用を支出した場合
3 風災、 ひょう災、 雪災	風災、ひょう災または雪災によって保険の対象が損害を受けた場合(洪水、高潮等を除きます。) 雨、雪、ひょうまたは砂塵(じん)の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が風災、ひょう災または雪災によって直接破損したために生じた場合に限ります。	損害額 [*] ー 自己負担額 =損害保険金	きません。 ①ご契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②家財の置き忘れまたは紛失 ③家財が建物外にある間に生じた事故	基本	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	●から⑩の損害保険金が支払場合において、それぞれの事故で残存物取片づけ費用が発生合
か火災 台風、暴風雨等 により発生した 洪水、高潮、土 砂崩れ等による 損害	損害の状況が次の(1)または(2)のいずれかに該当する損害を受けた場合 (1)建物の協定再調達価額または家財の再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 (2)床上浸水※を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合 ※居住の用に供する部分の床(土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。	※損害額とは再調達価額を基準として算出し、 保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(協定再調達価額限度) 建物のみが保険の対象である場合は、⑤の通貨、預貯金証書等の盗難は補償されません。	(少に事故) (4) 運送業者等に託されている間に生じた事故) (5) 戦争、内乱、その他これらに類似の事変または暴動) (6) 地震・噴火またはこれらによる津波(地震火災費用保険金については、保険金をお支払いします。) (7) 核燃料物質に起因する事故) 上記①から⑦のほか、次の①から®までのいずれかに該当する	基本契約/費用保険金	●地震火災費用	地震、噴火またはこれらによる 原因とする火災により保険の 損害を受け、建物が半焼(**1)とは家財が全焼(**2)となった場合 (※1)建物の主要構造部の火災 損害の額が、その建物の協 達価額の20%以上となった または建物の焼失した部分 積のその建物の延べ床面 する割合が20%以上となっ (※2)家財の火災による損害の都 家財の再調達価額の80% なった場合(明記物件は含み
③建物外部からの物 体の落下、飛来、衝 突、倒壊等	建物の外部からの物体の落下、飛来、 衝突、接触もしくは倒壊または建物内部 での車両もしくはその積載物の衝突もし くは接触によって損害を受けた場合	対の保険金額を限度とします。 損害額* ー 自己負担額	損害に対しては、 ⑩ の「不測かつ突発的な事故」の損害保険金をお支払いできません。 ①差押え等公権力の行使に起因する損害		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	専用水道管が凍結によって損壊し、これた場合(パッキングのみに生じた損壊を除ただし、区分所有建物の共有部分の管にかかわる修理費用はお支払いで
水濡れ	次の(1)または(2)のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水などによって損害を受けた場合 (1)給排水設備に生じた事故。ただし、その給排水設備自体に生じた損害を除きます。 (2)被保険者(保険の補償を受けられる方)以外の方が占有する戸室で生じた事故	※損害保険金 ※損害額とは再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(再調達価額限度) ただし、明記物件の場合は時価額を基準に算出します。	②被保険者と生計を共にする 親族の故意に起因する損害。 ただし、被保険者に保険金を 取得させる目的でなかった場 合を除きます。 ③保険の対象に対する加工・修 理等の作業上の過失または 技術の拙劣に起因する損害		●個人賠償責任特 約(国内外補償・ 示談代行なし)	被保険者(保険の補償を受けら 被保険者本人、被保険者本人の またはその「同居の親族および別 婚の子」)が、日本国内外で次の信 故により、他人の身体の障害また の損壊について、法律上の損害 任を負担することにより損害を被っ ①保険証券記載の住宅の所者 または管理に起因する偶然が
3騒じょう、集団行動、 労働争議に伴う暴 力行為	騒じょう、集団行動、労働争議に伴う暴 カ行為または破壊行為によって保険の 対象が損害を受けた場合	明記物件の盗難の場合は1回の事故につき、1 個または1組ごとに100万円または家財の保険	④不測かつ突発的な外来の事故でない電気的事故または機械的事故に起因する損害 ⑤詐欺または横領によって保险			または管理に起因9 8個然(②被保険者の日常生活に起因 然な事故
 盗難 (1)建物、家財の盗難によって生じた 盗取、損傷、汚損 (2)通貨、預貯金証書、印紙、切手また は乗車券等の盗難(保険の対象を 家財とした場合) ●盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用 金額のいずれか低い額を限度とします。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		❷ 類焼損害特約	火災、破裂または爆発によって、 償対象となる近隣の住宅建物 家財に損害を与えた場合			
	は損害の額に含みます。ただし、(2) の場合には、その再調達価額を限度とします。 ●預貯金証書の盗難による損害は、次の(ア)から(ウ)が条件となります。 (ア)ご契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先宛に被害の届出をしたこと	乗車券等の盗難 20万円 乗車券等の盗難 200万円または 預貯金証書の盗難 家財の保険金額の いずれか低い額	に生じた損害 ③楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。 「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	特約	❸携行品損害特約 (国内外補償)	保険証券記載の建物(敷地内ます。)外で、被保険者(保険の受けられる方:被保険者本人、者本人の配偶者またはその[版をおよび別居の未婚の子])がている被保険者所有の身の[のいて、偶然な事故により損害
	(イ)盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと (ウ)ご契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと		ん)の吹き込みまたはこれらの ものの混入により生じた損害 ②移動電話(PHSを含みます。) 等の携帯式通信機器および これらの付属品について生じ		④施設賠償責任特約 (示談代行なし)	た場合 被保険者が日本国内で次の偶然はい、他人の身体の障害または財物について、法律上の損害賠償責行することにより損害を被った場合
①不測かつ突発的 な事故	●から●を除き、保険の対象が損害を受けた場合 ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊を除きます。		た損害 ③携帯電子機器(ラップトップま たはノート型パソコン、電子辞 書、携帯ゲーム機等をいいま す。) およびこれらの付属品に			①被保険者が所有、使用または管理 証券記載の施設に起因する偶然な ②被保険者の保険証券記載 遂行に起因する偶然な事故
●臨時費用	●から●の損害保険金が支払われる場合(臨時費用保険金なしを選択された)場合は補償されません。	ア. 損害保険金に保険証券記載の支払割合を乗 じた額をお支払いします。ただし、1回の事故に つき、1敷地内ごとに 保険証券記載の限度額 を限度とします。 イ. 臨時費用保険金とこの保険契約で支払われる 他の保険金との合計額が保険金額を超えるとき	ついて生じた損害 ①電球、ブラウン管等の管球類 に生じた損害。ただし、他の部 分と同時に損害を被った場合 を除きます。 ⑤動物または植物について生じ		☞家賃収入特約	主契約で補償対象となる事故(左記種類」の動から動までのうち、主契終を選択している事故)により、建物がけた結果、家賃収入の損失が生じた

補償の種類		保険金を お支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払い できない主な場合等
	❷損害防止費用	●から ●の事故による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合	消火薬剤等の再取得費用、消火活動により損傷した物の修理費用または再取得費用、消火活動のために緊急に投入された人員または機材にかかわる費用(謝礼等は除きます。)	16自転車もしくは総排気量が 125cc以下の原動機付自転車 またはこれらの付属品について生 じた損害(125cc超のバイクおよ
基本	●残存物 取片づけ費用	●から●の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物取片づけ費用が発生した場合	ア.損害保険金の10%を限度に、残存物取片づけ費用の額をお支払いします。 イ. 残存物取片づけ費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。	び自動車については保険の対象ではありません。) 「「保険の対象の自然の消耗・劣化・性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他のこれらに類似の事
基本契約/費用保険金	② 地震火災費用	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により保険の対象が損害を受け、建物が半焼(*1)以上または家財が全焼(*2)となった場合 (※1)建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合 (※2)家財の火災による損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合(明記物件は含みません。)	ア.次の算式によって算出した額をお支払いします。 保険金額×支払割合(5%)=地震火災費用 保険金の額 イ. アの場合において、72時間以内に生じた2 以上の地震もしくは噴火またはこれらによる 津波は、これらを一括して、1回の事故とみな します。	おらてい他のこれらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害 ③保険の対象の欠陥に起因する損害。ただし、ご契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた事故を除きます。
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	専用水道管が凍結によって損壊し、これを修理した場合(パッキングのみに生じた損壊を除きます。) ただし、区分所有建物の共有部分の専用水道 管にかかわる修理費用はお支払いできません。	1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度に、水道管修理費用をお支払いします。	
特約	●個人賠償責任特 約(国内外補償・ 示談代行なし)	被保険者(保険の補償を受けられる方:被保険者本人、被保険者本人の配偶者またはその「同居の親族および別居の未婚の子」)が、日本国内外で次の偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合①保険証券記載の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	次の①および②を保険証券記載のこの特約の 保険金額を限度にお支払いします。 ①被保険者が損害賠償請求権者に支払うべ き損害賠償金 ②被保険者が支出した次のアからオまでの費用 ア.損害防止費用 イ.権利保全行使費用 ウ.緊急措置費用 エ.保険会社による解決費用 オ.損害賠償解決費用	次の場合には、保険金をお支払いできません。 ①被保険者と同居の親族に対するもの ②被保険者の職務遂行に直接起因するもの ③被保険者の心神喪失に起因するもの ④自動車、バイク等の所有、使用または管理に起因するもの
	② 類焼損害特約	火災、破裂または爆発によって、類焼補 償対象となる近隣の住宅建物および 家財に損害を与えた場合	類焼補償の対象となる近隣の住宅建物および家財の損害額(再調達価額を基準として算出します。)を1億円を限度にお支払いします。(保険期間を通じて1億円が限度となります。ただし、長期契約の場合は、各契約年度1年間ごとに1億円が限度となります。)	次の場合には、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族またはこれらの者の法定代理人の故意 ②類焼補償被保険者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反 ③煙損害または臭気付着の損害
	●携行品損害特約 (国内外補償)	保険証券記載の建物(敷地内を含みます。)外で、被保険者(保険の補償を受けられる方:被保険者本人、被保険者本人の配偶者またはその「同居の親族および別居の未婚の子」)が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合	損害額-1万円(自己負担額) (契約年度ごとに、保険証券記載の保険金額 を限度とします。) ※通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難の場合 は、1回の事故につき20万円または保険金額 のいずれか低い額が限度となります。	次の場合には、保険金をお支払いできません。 ①保険の対象の置き忘れや紛失の場合 ②保険の対象のすり傷、かき傷等の単なる外観の損傷で保険の対象の機能に支障をきたさない損害
	④施設賠償責任特約 (示談代行なし)	被保険者が日本国内で次の偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ①被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設に起因する偶然な事故 ②被保険者の保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故	次の①および②を保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。 ①被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金 ②被保険者が支出した次のアから才までの費用ア・損害防止費用イ権利保全行使費用ウ緊急措置費用工、保険会社による解決費用オ・損害賠償解決費用	次の場合には、保険金をお支払いできません。 ①被保険者と同居の親族に対するもの ②被保険者の業務に従事中の使用人が被った身体の障害に対するもの ③施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因するもの ④自動車、バイク等の所有、使用または管理に起因するもの
	⑤ 家賃収入特約	主契約で補償対象となる事故(左記「補償の種類」の動から動までのうち、主契約で補償を選択している事故)により、建物が損害を受けた結果、家賃収入の損失が生じた場合	復旧期間内(約定復旧期間を限度)に生じた 家賃の損失額。(1回の事故につき、保険証券 記載の保険金額を限度とします。)	次の場合には保険金をお支払いできません。 ●主契約の補償対象ではない事故を原因として生じた家賃収入の損失

ご注意いただきたいこと

債務者集団扱の場合

債務者集団扱契約としてご契約いただけるのは、契約者および保険の対象がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

保険契約者	住宅ローン等の債務者の方			
保険の対象	建物*	住宅ローン等により取得した建物、または抵当 権設定等の債権保全措置が講じられた建物		
	家財	上記建物に収容されている家財		

※事業専用の建物については、ご契約いただくことができません。

金融機関が代理店となる場合

- ・金融機関が代理店となる場合、この保険契約のお申込みの有無が、金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- ・個人用火災総合保険は損害保険であり預金等ではありません。したがいまして、預金保険の対象ではありません。また、保険解約等において払込済保険料の返済は保証されておりません。

代理店について

代理店は保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては保険会社と直接契約されたものとなります。

万一事故にあわれたら

- ・万一事故が発生したときは、遅滞なく、保険会社または代理店までご通知ください。なお、ご連絡が遅れますと保険金を削減して支払う場合がありますのでご注意ください。
- ・賠償事故などにかかわる示談につきましては、必ず保険会社とご相談の うえ、交渉をおすすめください。

保険金お支払後の保険契約について

- ・損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額の80%に相当する額を超えた場合は、この保険契約はその損害が発生したときに終了します。主契約が終了した場合は、地震保険は失効します。
- ・1回の事故につきお支払いした損害保険金が保険金額の80%を超えない場合には、このご契約の保険金額は自動的に復元し減額されることはありません。

引受保険会社が破綻した場合は

- ・引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ・火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に 常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション 管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
- ・補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、 保険金・返れい金等の8割(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故に よる保険金は全額)までが補償されます。なお、地震保険については、引受保 険会社が経営破綻した場合には、保険金・返れい金の全額が補償されます。
- ·損害保険契約者保護機構の詳細につきましては代理店または保険会社までお問い合わせください。

保険証券について

保険証券(質権設定契約の場合には保険証券(写))は大切に保管してください。また、保険証券(質権設定契約の場合には保険証券(写))添付の控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券(質権設定契約の場合は保険証券(写))が届かない場合には、保険会社にご照会ください。

共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

代理請求制度について

~ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください~

この保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がいない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により保険会社に申請いただき、保険会社の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただきますようお願いいたします。

個人情報の取扱いについて

保険会社は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等保険会社の取扱う商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、保険会社のホームページ(http://www.kyoeikasai.co.jp)に掲載の個人情報保護宣言をご覧くださるか、代理店または保険会社営業店までお問い合わせください。

クーリングオフについて

ご契約のお申し込み後であっても、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回(以下「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。なお、次のご契約はクーリングオフをすることができませんのでご注意ください。

クーリングオフができないご契約

- ①保険期間(ご契約期間)が1年以内のご契約
- ②営業または事業のためのご契約
- ③法人または社団・財団等が締結したご契約
- ④質権が設定されたご契約
- ⑤保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
- ※「重要事項説明書」をお渡ししますので、内容を十分ご確認のうえ、ご契約 ください。

お客さま用 ダイヤルサービス

事故の で連絡に ついて 事故が起こった場合は、すみやかにご連絡ください。 通話料無料 0120-494-599

[24時間·365日]

その他 お問い合わせ について

契約内容・商品説明などは、下記にご連絡ください。 **通話将無料 0120-284-506** [平日9:00~18:00]

- ●このパンフレットは「個人用火災総合保険(新価・実損払)」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「重要事項説明書」・「ご契約のしおり」をご覧ください。なお、ご不明な点については、代理店または保険会社にお問い合わせください。
- ●ご契約者以外に保険の補償を受けられる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- ●ご契約の際には保険申込書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。事実と相違している場合には保険金をお支払いできなくなることがありますのでご注意ください。
- ●約款冊子の内容は保険会社ホームページでご覧いただけます。

ネットで約款! 地球環境を守るため、

あなたもエコしませんか?

http://yakkan.kyoeikasai.co.jp

〈引受保険会社〉

共栄火災海上保険株式会社

本社/〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6 TEL:(03)3504-0131(代) ホームページ http://www.kyoeikasai.co.jp/ 〈取扱代理店〉